

(申請手続等のご案内)

# 「大阪府大規模施設等協力金」募集概要

＜緊急事態措置期間：令和3年4月25日～同年5月31日＞

新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置に伴う休業要請等にご協力賜り、誠にありがとうございます。

対象事業者の皆様には、本案内をご確認の上、協力金の申請に向けた準備を進めていただきますようお願いいたします。なお、6月1日以降分の協力金については、別途ご案内いたします。

## ●支給対象事業者（詳細は「支給対象・支給額算定の考え方」をご覧ください。）

緊急事態措置の期間（令和3年4月25日から同年5月31日までの37日間）において、

### ①休業要請に応じていただいた、建築物の床面積1,000㎡を超える施設の運営事業者

※「運営事業者」とは、施設の運営により収益を得る事業者で、当該施設の休業を決定する権限を有する者をいいます。

※本協力金においては、「建築物の床面積1,000㎡を超える施設」を「大規模施設」といいます。

### ②休業要請又は無観客開催要請に応じていただいた、建築物の床面積1,000㎡を超える施設内に賃借契約に基づき出店し事業を営む店舗で、休業を行った店舗のテナント事業者等

（本協力金は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業です）

## 申請方法〈テナントを有しない施設〉

休業要請に大規模施設が応じた場合は、対象となる大規模施設運営事業者に対し、休業した店舗面積等に応じて協力金を支給します。

申請に必要な書類は以下のとおりです。

| 必要書類                         | 説明・具体例  |
|------------------------------|---|
| (1) 施設の業務実態（施設種別）が確認できる資料    | 施設の公式ホームページのURL<br>上記URLがない場合は、写真（外観・内観、業務実態がわかるもの）など             |
| (2) 施設の「建築物の床面積」が確認できる資料     | 【自己所有物件】建物の登記事項証明書(登記簿謄本)<br>【賃借物件】建物賃貸借契約書                       |
| (3) 施設が休業していたことが確認できる資料      | ホームページでのお知らせ、施設での掲示文書など   |
| (4) 休業面積が確認できる資料             | フロアマップのほか、面積算定に用いた図面など  |
| (5) 申請者（法人の場合は代表者）の本人確認書類の写し | マイナンバーカード（表のみ）、運転免許証、パスポート、健康保険証等の写しなど                            |
| (6) 振込口座（法人の場合は法人口座）を確認できる書類 | 通帳（以下の点が確認できるページ）の写し<br>口座種別（普通・当座等）／口座名義人／店番号、<br>口座番号／金融機関名、支店名 |

なお、

- ・大規模施設である映画館運営事業者及び映画配給会社
- ・飲食業許可を受けていない小規模（1,000㎡以下）のカラオケ事業者

の必要書類等については、別途、「大阪府大規模施設等協力金」ホームページでお知らせします。

### Web説明会

6月10日（木）10時～

- ・開催の詳細はホームページをご覧ください。
- ・後日、説明会の動画を配信予定

《申請期間》 ※オンラインでの申請となります

令和3年6月17日（木）から7月30日（金）まで

# 支給対象・支給額算定の考え方

大阪府の休業要請等に応じて、「4月25日<sup>\*</sup>から5月11日まで」、「5月12日から5月31日まで」のそれぞれの全ての期間において、全面的にご協力いただいた事業者が対象となります。

※準備等にかかる期間を考慮し、5月1日までに要請に応じた事業者を対象とします。

## ① 休業要請に応じた大規模施設の運営事業者

**区分①：当該施設の自己利用部分の休業面積1,000㎡毎に20万円/日**

(1,000㎡を1単位。単位未満切捨て。ただし、1,000㎡未満の施設は一律20万円/日)

【テナントを有する施設で一定の要件に該当する場合】

**区分②：（テナント事業者等把握管理分として）該当店舗数 × 2千円/日**

※テナント事業者等協力金の支給対象店舗、特定百貨店店舗数の合計が10以上の場合に限りです

**区分③：特定百貨店店舗の店舗数 × 2万円/日**

※特定百貨店店舗（売上が百貨店等に計上後に分配され、百貨店等から一定の区画の分配を受け、運営者の名義等で出店し、一定の自律性をもって営業する店舗）を有する大規模施設に限ります

\* 大規模施設である映画館の運営事業者及び映画配給会社

⇒ 常設スクリーン数 × 2万円/日

・映画館運営事業者 ⇒ (区分①の1000㎡毎に20万円 + 常設スクリーン数 × 2万円) × 休業日数

・映画配給会社 ⇒ 常設スクリーン数（又は上映予定作品数） × 2万円 × 休業日数

## ② 大規模施設内のテナント事業者等

契約に基づき、施設内の区画を賃借し、分譲を受けて、出店している等の要件を満たす店舗を運営する事業者（特定百貨店店舗は対象外）

○ **店舗等の休業面積100㎡毎に2万円/日**

(100㎡を1単位。単位未満切捨て。ただし、100㎡未満の施設は一律2万円/日)

\* 飲食業許可を受けていない小規模(1,000㎡以下)のカラオケ事業者

⇒ 2万円/日

【協力金の支給対象となる事業者】

※施設の詳細は「大阪府大規模施設等協力金」ホームページをご参照ください。

| 施設  | 要請内容      | 支給対象                           |
|---|-----------|--------------------------------|
| 1,000㎡超の集客施設<br>・映画館等、商業施設、運動・遊技施設、<br>遊興施設、サービス業   | 休業        | ①大規模施設運営事業者<br>及び<br>②テナント事業者等 |
| ・博物館等   | 休業        | ②テナント事業者等                      |
| 1,000㎡超のイベント関連施設<br>・劇場等、遊興施設、遊技施設、集会・展示施設、<br>運動施設 | 無観客<br>開催 | ②テナント事業者等<br>(休業が支給要件)         |

注1) 大阪府営業時間短縮協力金、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金、「ARTS for the future! コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業」、「ポストコロナに向けた全国規模のスポーツイベント等の開催支援事業」を受給した事業者を除きます。

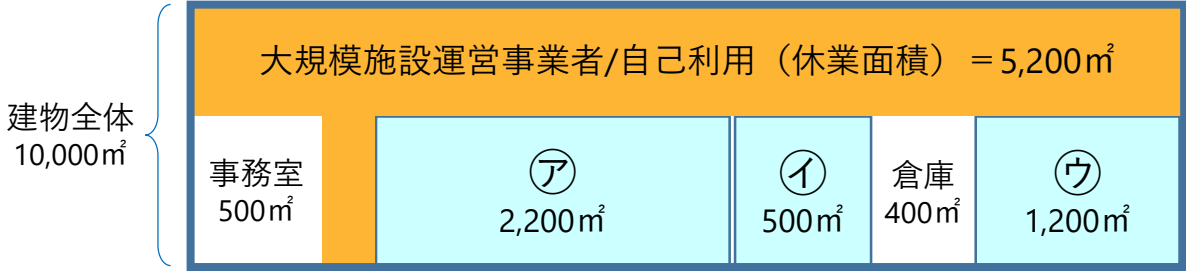
注2) 国及び地方公共団体その他これに類する法人を除きます。

# 支給額の算定例

## 例1) ショッピングセンター

【休業期間】令和3年4月25日～5月31日（37日間）

【面積】①建築物の床面積 10,000㎡  
 ②大規模施設/自己利用 5,200㎡（①10,000㎡－③3,900㎡－④900㎡）  
 ③テナント（3店舗）㊶2,200㎡、㊷500㎡、㊸1,200㎡（計3,900㎡）  
 ④事務室、倉庫 900㎡（②不算入部分）



### ◆支給額算定

|             | 休業面積単位                | 単価   | 休業日数 | 算定額     |
|-------------|-----------------------|------|------|---------|
| ㊶大規模施設運営事業者 | 5 (= 5,200㎡ / 1,000㎡) | 20万円 | 37日  | 3,700万円 |
| ㊷テナント事業者    | 22 (= 2,200㎡ / 100㎡)  | 2万円  | 37日  | 1,628万円 |
| ㊸テナント事業者    | 5 (= 500㎡ / 100㎡)     | 2万円  | 37日  | 370万円   |
| ㊹テナント事業者    | 12 (= 1,200㎡ / 100㎡)  | 2万円  | 37日  | 888万円   |

## 例2) 百貨店

【休業期間】令和3年4月27日～5月31日（35日間）

【面積】①建築物の床面積 35,000㎡  
 ②大規模施設/自己利用 10,500㎡（①35,000㎡－③20,000㎡－④4,500㎡）  
 ③特定百貨店店舗 200店舗 20,000㎡（200店舗合計）  
 ④階段、事務室、倉庫等 4,500㎡（②不算入部分）

< 5階建、各階40店舗 >



### ◆支給額算定

㊶大規模施設運営事業者 2億2,400万円（= 区分① + 区分② + 区分③）

（内訳）

|     |  |           |
|-----|--|-----------|
| 区分① | 10 (= 10,500㎡ / 1,000㎡) × 20万円 × 35日 = | 7,000万円   |
| 区分② | 200店舗 × 2万円 × 35日 =                    | 1,400万円   |
| 区分③ | 200店舗 × 2万円 × 35日 =                    | 1億4,000万円 |

# 申請方法〈テナントを有する施設〉

休業要請に大規模施設が応じ、それに伴い施設内の店舗（テナント）を休業した場合は、対象となる各事業者に対し、休業した店舗面積等に応じて協力金を支給します。

そのため、「大規模施設の運営事業者が管理運営する部分」と、「当該施設内の店舗を営むテナント事業者が運営する部分」とを、重複なく整理することが必要になります。

## ①大規模施設運営事業者とテナント事業者による必要書類の準備

大規模施設運営事業者とテナント事業者の皆さまで、必要書類等を準備いただきますと、円滑・迅速な審査・支給につながります。

## ②大規模施設の運営事業者からの申請

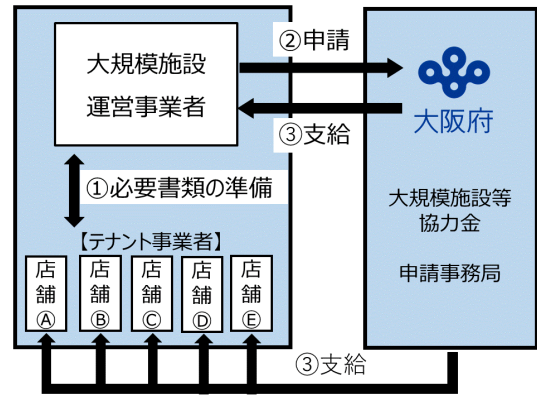
### 【申請時の必要書類】

- \* テナントを有しない施設の必要書類(1)～(6)
- \* 契約に基づき施設内に店舗している店舗の**基本情報、面積や休業実績等の一覧「テナントリスト(※)」**

<個人情報などセンシティブ情報を取扱うにあたっては、テナント事業者の同意を得てください。>

## ③事務局において、要件等を審査の上、大規模施設運営事業者、テナント事業者のそれぞれに対し、協力金を支給

### 申請の流れ（イメージ）



### ※「テナントリスト」入力情報（予定）

<入力フォーマット提供予定>

店舗（屋号）名／業種／代表者名／店舗電話番号／店舗面積／要請期間中の休業実態／通常の営業時間／振込口座情報

<特定百貨店店舗の場合>

当該店舗名（ブランド名）／店舗所在フロア（階）

大規模施設運営事業者が申請する際に、テナント事業者の振込口座情報も含めた全ての情報をテナントリストに入力して提出いただくことで、テナント事業者の申請は不要となります。

### ■上記によらない場合

- テナント事業者等が自ら振込口座情報を申請される場合（大規模施設運営事業者が申請するテナントリストに当該事業者の振込口座情報がない場合）  
⇒大規模施設運営事業者に振込口座情報を提供されないテナント事業者は、大規模施設運営事業者の申請後、自ら申請していただく必要があります。詳しくは「大阪府大規模施設等協力金」ホームページをご参照ください。
- 無観客開催要請対象施設内のテナント事業者等が申請する場合  
⇒本協力金の申請に当たっては、大規模施設運営事業者から必要な情報を得ていただく必要があります。詳しくは「大阪府大規模施設等協力金」ホームページをご参照ください。

## お問い合わせ等

○ まずは、「大阪府大規模施設等協力金」ホームページのよくあるお問い合わせ（FAQ）をご確認ください。

QRコードからホームページにアクセスしてください。

○ コールセンターでもお受けしています。  
大阪府時短・大規模施設等協力金コールセンター  
【電話番号】06-7166-9987

（電話番号をよくお確かめの上、くれぐれもお間違えないようお願い申し上げます。）

【開設時間】午前9時から午後6時（土日祝日を除く）

